

核密約、米意向で了承

核兵器を搭載した米軍艦船・軍用機の日本への寄港や
着陸を日米間の事前協議なしで認める核密約が1959年、
秘密交渉を経て成立する新たな経緯が、米公文書が
判明した。米国は60年の日米安全保障条約改定後も核
艦船寄港の自由を死守しようと交渉を主導し、この点を
非公開文書で確認するより要求。日本は当初反対したが
米国の強硬姿勢をかわせず、米側の意図を了承した上で
文書作成に応じていた。

核密約は旧民主党政権下の
2010年、日本政府が存在
を認めた。ただ根拠となつた
外務省調査でも一連の経緯は
解明されず、初めて全容が分
かつた。冷戦後、米軍核艦船
は日本に寄港していないが、
日本は今も密約を正式に破棄
していない。

米公文書は信夫隆司・日本
大名薦教授が国家安全保障公
文書館（ワシントン）から入
手した。
米国務省は1958年9月
29日付公電でマッカーサー駐
日大使に、安保改定で新設さ
れる事前協議の対象は核の陸
上配備に限られ（既に行わ
れている）核搭載艦船の日本
領海・港湾への進入は從来通
手した。

日本核密約 1966

0年の日米安全保障条
約改定で日本への核持ち込み
は日米間の事前協議の対象と
定められたが、米軍核搭載艦と
記録によると、53年の核搭載艦
空母の横須賀（神奈川）入港
以来、核艦船の日本寄港が常態化。
冷戦後、核艦船寄港はなくなり、2009-10年に
旧民主党政権が調査を行い、
密約があつたと認めた。ただし
密約の形成時期を巡り、「討議
の記録」が署名された安保改定時
とする学説や、60年代を通じ段階的に成立したとの学説があり、見解が分かれる。

外務省の有識者委員会は後者の見方を取った。



1960年1月6日、外務省でマッカーサー駐日大使を迎える藤山愛一郎外相。
「の記録」には米軍核搭載艦船の寄港を可

日本反対も「搭載艦寄港は自由」

核兵器を搭載した米軍艦船・軍用機の日本への寄港や
着陸を日米間の事前協議なしで認める核密約が1959年、
秘密交渉を経て成立する新たな経緯が、米公文書が
判明した。米国は60年の日米安全保障条約改定後も核
艦船寄港の自由を死守しようと交渉を主導し、この点を
非公開文書で確認するより要求。日本は当初反対したが
米国の強硬姿勢をかわせず、米側の意図を了承した上で
文書作成に応じていた。

核密約は旧民主党政権下の
2010年、日本政府が存在
を認めた。ただ根拠となつた
外務省調査でも一連の経緯は
解明されず、初めて全容が分
かつた。冷戦後、米軍核艦船
は日本に寄港していないが、
日本は今も密約を正式に破棄
していない。

米公文書は信夫隆司・日本
大名薦教授が国家安全保障公
文書館（ワシントン）から入
手した。
米国務省は1958年9月
29日付公電でマッカーサー駐
日大使に、安保改定で新設さ
れる事前協議の対象は核の陸
上配備に限られ（既に行わ
れている）核搭載艦船の日本
領海・港湾への進入は從来通
手した。

日本核密約 1966

0年の日米安全保障条
約改定で日本への核持ち込み
は日米間の事前協議の対象と
定められたが、米軍核搭載艦と
記録によると、53年の核搭載艦
空母の横須賀（神奈川）入港
以来、核艦船の日本寄港が常態化。
冷戦後、核艦船寄港はなくなり、2009-10年に
旧民主党政権が調査を行い、
密約があつたと認めた。ただし
密約の形成時期を巡り、「討議
の記録」が署名された安保改定時
とする学説や、60年代を通じ段階的に成立したとの学説があり、見解が分かれる。

外務省の有識者委員会は後者の見方を取った。

しそうど、「の」「解事項を明
記した非公開文書の作成を提
案した。

しかし同6月9日、将来的
に国会追及を恐れて文書化に後
ろ向きの外相は「（協議対象
は）核のイントロダクション
(持ち込み)のみ」と記すに
とどめるよう逆提案するが、
核艦船寄港継続を確実にした
い大使は「全く受け入れられ
ない」と拒絶、米案妥協を改
めて求めた。それでも外相は
鬱陶せず大使は「再考を迫つ
た」（同11日付公電）。

大使は同10日、山田久就外
務事務次官と妥協案を模索。
最終的に艦船寄港を事前協議
の対象外とする「討議の記
録」という文書に外相も同意
し、翌年1月にイニシャルで
署名。米国の思惑通りとなつ
た。

交渉経緯 初の全容判明

再研究の必要性示す

中島琢磨・九州大教授（日本政治外交史）の話驚きの発見だ。安保改定時に日米は「討議の記録」という非公開文書を作ったが、藤山愛一郎外相が「現行の手続き」という言葉の明記に反対し、削除を求めていた経緯が初めて明らかになった。

米国は将来も核搭載艦船を日本に寄港させるため、艦船寄港

を巡る「現行の手続き」に変更がないとの一文を「討議の記録」に盛り込んだ。外相は交渉中、この一文が核艦船寄港を認める意味になると気付き文書化を嫌ったのではないか。

法的に国家の意思を代表できる立場の外相が米側の文意を認識した上で反対し、最後に合意していたなら、その意味は大きい。密約再研究の必要性を示しており他の関連文書公開が求められる。